

備えの種を  
まこう。

頼りになるねえ  
専心NOSAI



農機具共済

# のうきくん

もしもの時に、みんなで助け合う農機具の共済

共済掛金のお支払い  
口座振替で  
お願いします!!

安心のネットワーク  
**NOSAI**

石川県農業共済組合

NOSAI石川ホームページ

NOSAI石川  検索

<http://www.nosai-ishikawa.or.jp/>

事故が発生した時はすぐにNOSAIまでご連絡ください。  
遅れた場合はお支払い出来ない場合があります。

## 加入資格

農機具共済にご加入いただける方は、組合の区域内に住所を有する次の組合員の方々です。

- (1) 水稲又は麦の耕作の業務を営む方
- (2) 牛、馬又は豚の養畜の業務を営む方
- (3) ぶどう・なしりんご・かき・くりの栽培の業務を営む方(組合で定めたもの)
- (4) 大豆の栽培の業務を営む方
- (5) 特定園芸施設を所有又は管理をする方で農業を営む方
- (6) 農機具を所有する方で農業に従事される方

## 加入できる農機具

- トラクタ、田植機、コンバイン、耕うん機、防除機、は種機、農業用ドローンなど
- トラクタのロータリは一式の加入となりますが、ハロー等の作業機は1台ごとの加入となります。

## 共済金額(契約額)

新調達価額(新品価額)の範囲内で、1台あたり10万円から2,000万円まで加入できます。なお、共済金額がその農機具の価額を超えている場合は、超えた部分の共済金額は無効となります。

## 災害共済金の支払い対象となる共済事故

次の事故によって損害を被った場合に災害共済金をお支払いします。



## さらに充実した補償のご案内

### ◆付保割合条件付実損てん補特約

中古で購入された農機具を共済金額まで修理費を満額お支払いします。新調達価額に対しての加入割合(約定割合)により共済金額を選択して下さい。中古で購入された農機具は必ずこの特約でご加入いただけます。

### ◆臨時費用担保特約

- この特約を付した場合は、災害共済金のほかに次の共済金をお支払いします。
- ① 災害共済金の10%を臨時費用共済金としてお支払いします。
  - ② 加入者及び共済目的の所有者等が共済事故により、30日以上入院加療を要した場合は、加入共済金額の5%に相当する額(20万円限度)を傷害費用共済金としてお支払いします。
  - ③ 加入者及び共済目的の所有者等が共済事故により、200日以内に死亡又は後遺障害を被った場合は、加入共済金額の30%に相当する額(50万円限度)を傷害費用共済金としてお支払いします。

### ◆地震等担保特約

地震・噴火・津波による損害に対し共済金をお支払いします。補償の上限はご加入額の5割となります。新調達価額の5%以上の損害から対象となります。

## 共済責任期間

加入申込書に記載された責任開始日の午後4時から1年間です。(ただし、その日以降に掛金を払い込んだ場合は、払い込んだ日の午後4時からです。)

## 掛金

新品で購入された農機具は1万円当たり43円です。

共済金額	100万円	200万円	300万円	500万円	1,000万円	1,500万円
基本掛金	4,300円	8,600円	12,900円	21,500円	43,000円	64,500円
臨時費用担保特約	4,892円	9,784円	14,676円	24,460円	48,920円	73,380円
地震等特約	5,510円	11,020円	16,530円	27,550円	55,100円	82,650円
臨費+地震等	6,102円	12,204円	18,306円	30,510円	61,020円	91,530円

中古で購入された農機具は1万円当たり約定割合別に次のとおりです。

約定割合	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%
基本掛金	84.06円	72.86円	64.59円	58.20円	53.13円	49.13円	45.93円

## 災害共済金のお支払い

損害額に加入共済金額の新調達価額に対する割合を乗じて得た金額をお支払いします。

### 災害共済金算出例

$$\text{新調達価額500万円のコンバインに共済金額500万円加入し、300万円の損害を被った場合} \rightarrow 300\text{万円(損害額)} \times \frac{500\text{万円(共済金額)}}{500\text{万円(新調達価額)}} = 300\text{万円(災害共済金)}$$

### 災害共済金算出例 臨時費用担保特約にご加入いただいていた場合

$$\text{新調達価額500万円のコンバインに共済金額500万円加入し、300万円の損害を被った場合} \rightarrow 300\text{万円(損害額)} \times \frac{500\text{万円(共済金額)}}{500\text{万円(新調達価額)}} = 300\text{万円(災害共済金)} + 30\text{万円(臨時費用共済金)}$$

### 災害共済金算出例 地震等担保特約にご加入いただいて地震・噴火・津波の被害に遭われた場合

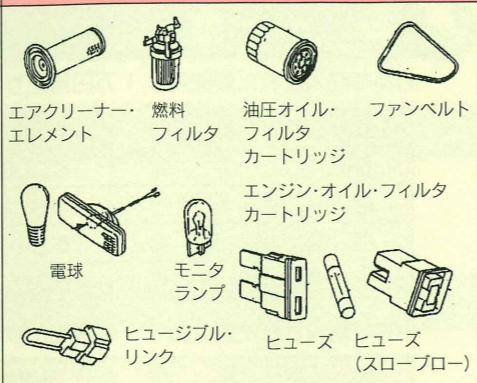
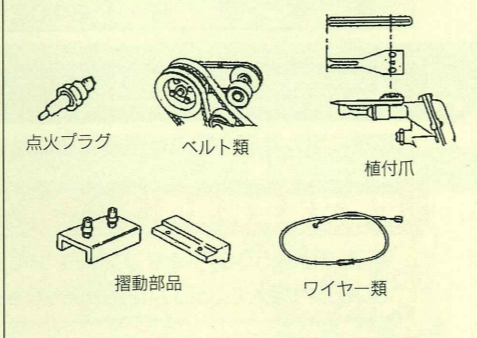
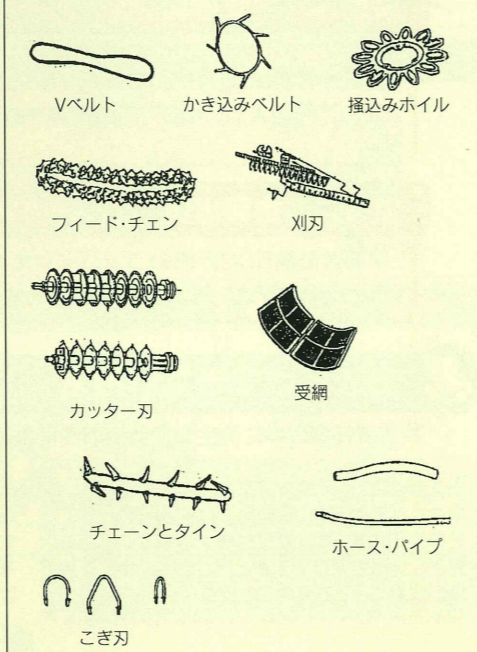
$$\text{新調達価額500万円のコンバインに共済金額500万円加入し、300万円の損害を被った場合} \rightarrow 300\text{万円(損害額)} \times \frac{500\text{万円(共済金額)} \times 0.5}{500\text{万円(新調達価額)}} = 150\text{万円(災害共済金)}$$

## お支払いできない損害

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には災害共済金をお支払いできません。

加入者(法定代理人を含む。又、加入者が法人の場合にはその理事、取締役又は業務を執行するその他の機関)の故意又は重大な過失によって発生した損害及び加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって発生した損害	運転者の故意若しくは重大な過失又は法令違反(例えば、公道上での無免許運転、無灯火運転、酒気帯び運転、過労・病気・薬物の影響により正常な運転ができない状態及び法定速度超過によって生じた事故による損害など)によって発生した損害	農作業以外の使用目的(例えば、買い物に行く途中に起こった事故等)やトラクタ等を本来の農作業目的ではなく、土木・建築目的に使用)による事故によって発生した損害
農機具に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗によって発生した損害	故障(偶然な外来の事故に直接起因しない農機具の電氣的又は機械的損害をいいます。)によって発生した損害	凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害
消耗部品(タイヤ、チューブ、点火プラグ、エレメント類、ベルト類、パイプ・ホース類、ワイヤー類、電球類、植付爪、苗のせり動部品、排わらカッターの刃等)にのみ発生した損害(別掲 消耗部品一覧表参照)	修理済みで、損害が確認できない場合	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって発生した損害
地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含む。)(地震等担保特約加入者を除く)	核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって発生した損害	<b>その他</b> ● 共済責任期間が始まった後であっても共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害 ● 損害額が新調達価額の5%に相当する金額又は1万円のいずれか低い額に満たない場合

# 消耗部品一覧表

	名 称	消耗部品図
トラクタ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エアクリナー・エレメント、燃料フィルタ・エレメント</li> <li>○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>    ミッション・オイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>○エンジン・ファン・ベルト</li> <li>○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど)</li> <li>○電球類(ヘッドライト、方向指示器、モニターやメータのランプなど)</li> <li>○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む)</li> <li>○その他</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○点火プラグ(ガソリン、エンジンのみ)</li> <li>○ベルト類(ミッション、油圧ポンプ、駆動など)</li> <li>○植付爪(固定爪、可動爪など)</li> <li>○苗のせ台摺動部品</li> <li>○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>○ケーブル(ワイヤー)類</li> <li>○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホースなど)</li> <li>○電球(ヘッドライトなど)</li> <li>○ヒューズ(ヒューズブル・リンクを含む)</li> <li>○その他</li> </ul>	
コンバイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エアクリナー・エレメント、燃料フィルタ・エレメント</li> <li>○エンジン・オイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>○油圧オイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>○HSTオイル・フィルタ(カートリッジ)</li> <li>○ベルト類(エンジンファン、ミッション、刈取、こぎ胴、振動、選別、唐み駆動ベルトなど)</li> <li>○かき込み(突起付き)ベルト・かき込みホイル(スターホイル・パッカー)</li> <li>○チェーン類(引起し、横搬送(株元、穂先)、たて搬送(株先)、フィード、排わら(株元、穂先)、チェーンなどで、各爪、ティンやピン等も含む)</li> <li>○刈刃(刈刃、受刃など)については、圃場にありえない異物の巻込及び接触による破損に限り共済事故とします。消耗、泥、草、原因不明、刈取部を畦へ乗り出して収穫する方法による破損はお支払できません。</li> <li>○こぎ刃(各種こぎ歯、わら切歯、処理胴こぎ歯など)</li> <li>○受網</li> <li>○排わら・カッターの刃(供給刃、切断刃など)</li> <li>○ワイヤー類(スロットル)、変速、クラッチ、駐車ブレーキワイヤーなど)</li> <li>○パイプ、ホース類(燃料パイプ、ラジエータ・ホース、油圧ホースなど)</li> <li>○電球類(ヘッドライト、方向指示器等、モニターやメータのランプなど)</li> <li>○その他</li> </ul>	

(注1) トラクタ・田植機・コンバイン以外の農機具についても上記に準ずる。  
(注2) エンジンオイル、ミッションオイル、油圧オイルなどの各種オイルやグリス類、不凍液などもその補充、交換を行う必要があるため、消耗部品に準ずる。  
(注3) 前記の消耗部品一覧表のその他については、次のとおりとする。  
タイヤ、チューブ、タイヤホイル取付ボルト、アイドラ、バッテリー、バッテリー液、ブレーキシュー、クラッチディスク、各種パッキン、オイルシール、ガスケット、ベアリング、Oリング、ピストンリング、点火プラグ、ブッシュ(ゴム)、ブーツ、ローダのバケット類、ロータリ及び類似作業機、畦塗機等の駆動チェーン及びテンション、ロータリチェーンケース下ホゴカバー・ベアリング受け側下ホゴカバー・ブラケットガード(ガード)、動力伝達軸、周辺ベアリング、ベアリングケース、シール、ロータリ軸及び取付部品、爪ホルダ又はフランジ(ホルダがだめでロータリ軸交換の場合も含む)、ロータリ爪、草まきつき防止線(ワイヤー・バー)及び取り付け部品、マッドレスシート及びその機能パーツ、畦塗り機ディスク・ドラム、シャーボルト(安全ボルト)、シャーボルト取付け穴の疲労による周辺部破壊、自脱型コンバインの一部機種に使用されている廃ワラ排出周辺のゴム・樹脂部品、螺旋軸及びケース、スロワはね及びスロワケース  
(注4) 上記に掲載されている消耗部品一覧については、一部品の例でありこれ以外の消耗部品の判定についてはそのつど判断するものとする。

# 農業用ドローンをお持ちの方は...



## 加入の対象は

農業目的(農業散布、肥料散布、播種、受粉、農産物運搬、圃場センシング)に使用する回転翼がマルチコプター型のドローン(無人ヘリコプター及び固定翼型のドローンは対象外)  
**※航空法に基づく国土交通省の飛行承認を受けた操作者及び機種であること!**

## 補償範囲は

機体及び通信機器、コントローラー、農業積載タンク、液剤・粒剤散布装置、充電器、バッテリーを含む装置一式

## 共済掛金は

飛行中の事故(衝突、接触、墜落など)、火災、落雷、盗難による盗取もしくはき損、自然災害(地震等による損害を除きます。)など不測かつ突発的な事故によりに生じた損害に対し、共済金をお支払いいたします。  
**※衝突、接触、墜落など稼働中の事故については、損害額の一部を免責いたします。**

## 補償内容は

共済金額1万円あたり314.58円(基本掛金)

共 済 金 額	100万円	200万円	300万円
基 本 掛 金	31,458円	62,916円	94,374円
臨 時 費 用 担 保 特 約	34,769円	69,538円	104,307円
地 震 等 担 保 特 約	32,822円	65,644円	98,466円
臨 費 + 地 震 等	36,133円	72,266円	108,399円

## 農業用ドローンについてお支払いできない損害は

- ① 国土交通省の飛行承認を受けていない機体又は操縦者による飛行中の損害
- ② ローターまたはブレードに単独に生じた損害
- ③ バッテリー単独に生じた損害
- ④ 機体の燃料不足、またはエンジンオイル不足によって生じた損害
- ⑤ 機体及び通信機器類のバッテリー不足によって生じた損害
- ⑥ 操縦中に共済目的が行方不明になったことによって生じた損害
- ⑦ 操縦中に共済目的が回収不能になったことによって生じた損害
- ⑧ 夜間における目視外飛行又は無灯火飛行によって生じた損害
- ⑨ 補助者を配置しない飛行によって生じた損害

(ただし、空中散布においては対象物から飛行高度が4メートル以下で、自動操縦により飛行範囲の制御及び危険回避が適正に作動する場合を除く)



## 1 損害発生の通知及び損害防止の義務

共済事故により損害が発生した場合は、速やかにお知らせください。又、通常すべき管理・操作、損害防止については適切に行ってください。これらを怠った場合は、次により損害額の一部を免責いたします。

- ① 共済事故発生の通知遅延については、事故発生日から10日以上の場合で損害額の10%を損害額から免責いたします。なお、遅延期間によっては損害額の30%を上限として損害額から免責いたします。
- ② 操作不注意による稼働中の事故については、損害額の10～20%を損害額から免責いたします。なお、次のような事故については更に免責となりますので、ご注意ください。
  - ◆ 車両への積み降ろしの際の不注意（ロープの締め忘れ・駐車ブレーキのかけ忘れ・車両の高さに適さないあゆみ板の使用等）・排出ローダの未収納による走行等については、損害額の40%を損害額から免責いたします。
  - ◆ 燃料補給時の不注意による火災については、損害額の80%を損害額から免責いたします。
- ③ 点検整備不良等については、損害額の40%を上限として損害額から免責いたします。
- ④ 共済責任期間中における同一機種による稼働中の事故で、2回目は損害額の10%を、3回目以降については、損害額の30%を損害額から免責いたします。

免責は上記の①から④の加算となります。

## 2 クローラの取扱いについて

共済事故によりクローラを損傷した場合は、下表の適用後、【1】を適用いたします。

使用年数	使用期間	免責割合
4年未満	200時間未満	—
4年～6年未満	200時間～300時間未満	損害額の20%を損害額から免責
6年～7年未満	300時間～400時間未満	損害額の40%を損害額から免責
7年～8年未満	400時間～500時間未満	損害額の60%を損害額から免責
8年～9年未満	500時間～600時間未満	損害額の80%を損害額から免責
9年～10年未満	600時間～700時間未満	損害額の90%を損害額から免責
10年以上	700時間以降	損害額の100%を免責

※使用年数と使用時間について、それぞれ該当する欄を確定した後、早期に達した欄の免責割合を適用します。

## 3 盗難による盗取の取扱いについて

盗難等の事故発生の場合、下表のとおり施錠・格納状況により免責を適用いたします。

施錠・格納条件		盗難場所	敷地内	圃場・道路・河川敷・山林等
格納場所	格納中	施錠 有	0%	—
		施錠 無	10%	—
	未格納	20%	50%	

注1) 農機具に鍵を挿入又は周辺に置いていた盗難事故は10%加算。

注2) 運搬車両に積載した状態での盗難事故は10%加算。

注3) 格納場所とは、加入申込時に告知（共済責任期間中に変更された場合はその場所）された当該農機具を格納している場所（屋内）です。

## 4 復旧義務

損害を被った場合は、1年以内に修理しなければなりません。修理しない場合は時価損害額でのお支払いとなります。ただし、天災地変の場合等で、1年以内の復旧が困難と認められる場合は、3年を限度に期間を延長できます。

### 【共済目的とする農機具の種類】

種類	機種
耕うん整地用機具	乗用トラクタ・耕うん機・ロータリ・ハローなど
栽培管理用機具	施肥播種機・田植機・畦塗機・スピードスプレーヤなど
収穫調製用機具	自脱型コンバイン・普通型コンバイン・移動式乾燥機など
畜産用機具	フォーレージハーベスタ・モアコンディショナ・テッド・レーキなど
運搬用機具	トレーラ・フロントローダなど

ご加入の申込み・ご相談は支所・各地域グループまで

加賀・能美グループ  
小松グループ

TEL 076-239-2355  
FAX 076-239-2444

加賀市、小松市、能美市、川北町

〒920-0007  
金沢市田中町か12番地1

金沢・河北グループ  
白山・野々市グループ

TEL 076-239-2555  
FAX 076-239-2444

白山市、野々市市、金沢市  
かほく市、津幡町、内灘町

〒920-0007  
金沢市田中町か12番地1

七尾・鹿島グループ  
羽咋グループ

TEL 076-239-2455  
FAX 076-239-2444

羽咋市、七尾市、宝達志水町  
中能登町、志賀町

〒920-0007  
金沢市田中町か12番地1

奥能登支所

TEL 0768-76-2251  
FAX 0768-76-8030

輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

〒928-0313  
能登町字天坂に1番地1